

警報・特別警報発令時の対応について

「気象警報」が発令された場合、学校で次のように対応しますので、ご家庭でも適切な措置をお願いします。

なお、羽島市に警報（暴風、大雨、洪水、大雪）の発表が予想される場合や災害の発生が予想される場合等、市教育長が該当校の休業や授業の打ち切りを決定することもあります。

（１）登校前に羽島市において警報（暴風、大雨、洪水、大雪）が発表された場合

内容	措置
警報が解除されるまで	○家庭で待機させてください。
始業時刻２時間前（午前６時１０分）までに警報が解除された場合	○平常どおり登校してください。
午前６時１０分から午前１１時までに警報が解除された場合	○解除後２時間を経てから授業を開始します。（例：午前８時に解除の場合は、午前１０時から授業開始）
午前１１時を過ぎても警報が解除されない場合	○臨時休業とします。
【備考】 ○警報が解除された後でも、強風や雨により通学路等に異常がある場合は、保護者の判断で自宅待機の継続等、適切な措置をお願いします。この場合、必ず中島中学校にご連絡をお願いします。なお、遅刻や欠席にはなりません。	

（２）登校後に羽島市において警報（暴風、大雨、洪水、大雪）が発表された場合

・・・警報が解除されるまで、学校待機とします。必要に応じて保護者への引き渡しをします。

（３）警報が解除された場合

内容	措置
安全に帰宅させうると認めた場合	○当日の授業を中止し、教師など大人の見届けのもと、速やかに帰宅します。
帰宅が困難であると認めた場合	○校内の最も安全な場所に待機させます。 ○生徒の安全確保のため、保護者の方に引き渡しをします。 この場合、「すぐーる」等で連絡しますので、メールの受信にご注意ください。また、混雑が予定されますので、気を付けてお越しください。さらに、状況によっては、生徒を保護者の方とともに学校等に留める可能性があります。（堤防決壊、道路寸断、冠水など、保護者共々帰宅することが困難な場合）